

設計・建設業務編要求水準書(案)に対する質問・意見への回答

ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答	
27	3	第1章	第3節	3	環境影響評価の遵守	「設計・施工に当たっては、「環境影響評価書」を遵守する」とあります。環境影響評価書の縦覧時期をご教示ください。	縦覧時期は4月を予定しています。なお、それ以前については、環境影響評価準備書を公表します。
28	3	第1章	第3節	8	官公署等申請への強力	申請の際に発生する費用は、受注者の負担とありますが、「市の申請への協力の際に受注者に発生する費用は、受注者の負担」という理解でよろしいでしょうか。	各種申請にあたって必要となる手数料も含めて受注者の負担です。
29	6	第1章	第4節	2 2.2 3)		「別途工事等」とありますが、現時点で想定されるものがある場合は、具体的にご教示して頂けないでしょうか。	現時点ではありません。
30	7	第1章	第4節	2 2.7 3) (3)	地中障害物	「地中障害物は、受注者の負担により適切に処分する。」とありますが、設計建設請負工事仮契約 第57条では、本件土地の入札説明等に示された条件と実際の条件とが一致しない場合は、甲が追加費用の負担を行うこととなっています。従って、「地中障害物は、受注者の負担により適切に処分する。」との記載については、一旦事業者が負担した後に組合から合理的費用が負担されると理解してよろしいでしょうか。	電気、電話、上下水道等の地下埋設物についての条件は事前調査報告書で示します。なお、それ以外の地中障害物については内容により協議になります。
31	7	第1章	第4節	2 2.7 3) (7)		「監督員の事務所を整備する。なお、面積は約150m <sup>2</sup> とし、別途会議スペース等を計画する」とあります。面積は約150m <sup>2</sup> とありますが、必要諸室は、事務室・打合せコーナーならびに更衣室・給湯室の構成と考えて設定してよろしいでしょうか。また、什器類を計画するため、監督員の人数ならびに男女構成を教えてください。	応接スペース、便所も含まれます。人員については13人程度を予定します。男女の比率は現時点で決まっておりません。
32	11	第1章	第5節	2	備品・予備品・消耗品等の納入	「また、それぞれ使用する数が当初の納入数を越える場合は、超える分を無償で補給する。」とありますが、当該当初の納入数を越える原因が貴組合にある場合は、この場合に設計・建設請負業者に生じた損害を貴組合が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	現時点では組合が原因となり補給数が増えることは想定していませんが、組合が原因の場合は組合の負担で補給します。
33	18	第1章	第6節	3	かし判定に要する経費	「受注者の負担とする。」とありますが、かしが無いことが判明した場合には貴組合負担となるとの理解でよろしいでしょうか。	かしがなくても、かし判定に要する経費は受注者の負担です。
34	20	第2章	第1節	1 2) (1)	処理対象物	破砕処理対象物の最大寸法をご教示願います。	最大寸法は、現状では2.0m×0.9m×0.4mとなっています。
35	20	第2章	第1節	4 1)	電気	「敷地境界南西搬入道路付近より6kV架空にて引き込む」とあります。電力会社への負担金は組合様と考えてよろしいでしょうか。あるいは、負担金が工事範囲の場合、見積段階では電力会社からの負担金の入手が出来ないため、組合様に想定されている概算費をご教示ください。	電力会社への負担金は組合の負担とします。
36	45	第3章	第5節	3	溶融固化物搬出・貯留装置	溶融固化物(スラグ)の一時貯留ヤードを敷地内に設置するものと理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
37	98	第3章	第16節	10 10.2 2)	配管	「…ただし、炉室内、排水処理室内及び飛灰処理スペース(室)内は原則として、ケーブルダクト又は電線管とする。…」とあります。P92 第15節11.2) (1) では「…採用にあたっては、諸室の環境条件等を十分に考慮し計画すること。」と記載されており、また、P138 第4章第3節2.4) (1) でも同様に、「…採用にあたっては、諸室の環境条件等を十分に考慮し計画すること。」と記載されています。本項は、P92・P138と同様に「…採用にあたっては、諸室の環境条件等を十分に考慮し計画すること。」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
38	112	第4章	第1節	1 11) (9)	職員用浴室	職員用浴室は、岩手県の公衆浴場法施行条例第3条を遵守した計画とすることでよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見	回答
39	138	第4章	第3節	2 3) (2)		「非常用照明装置及び誘導灯の予備電源、非常電源として使用する。 (1)・・・ (2)蓄電池形式は、・・・」 とあります。 蓄電池ではなく、建築基準法・消防法で規定されているバッテリー内蔵型機器または、プラント用非常用発電設備にて計画してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。非常用発電機が動かない状況においても点灯できるよう計画ください。
40	146	第5章			周辺工事	周辺工事として、「搬入道路」、「上水道工事」、「下水道工事」、「雨水排水工事」があります。 これらの工事量を算定するための図面または組合様でお持ちの設計書をご提示いただけないでしょうか。	事前調査報告書に参考資料として示します。設計金額の提示は行いません。